



# 平成27年度より改正された雇用保険料率と労災保険率



社会保険・労働保険の保険料率は定期的に変更されていますが、平成27年4月には雇用保険料率と労災保険率が以下のとおり、改正されています。

## 1.雇用保険料率

雇用保険には、従業員が離職し、次の就職先が決まるまでの期間について、生活の安定を図り求職活動を支援することを目的として支給される基本手当や、育児休業期間に受給することのできる育児休業給付金など、様々な給付制度が設けられています。雇用保険料率はこれらの給付と雇用保険料の収支の見通しや積立金の状況等に応じて、年度ごとに見直しが行われています。平成27年度については昨年度と同様で、下表のとおりとなりました。

平成27年度の雇用保険料率

|                 | ①<br>労働者負担 | ②<br>事業主負担 | 内訳             |                  | ①+②<br>雇用保険料率 |
|-----------------|------------|------------|----------------|------------------|---------------|
|                 |            |            | 失業等給付の<br>保険料率 | 雇用保険二事<br>業の保険料率 |               |
| 一般の事業           | 5/1000     | 8.5/1000   | 5/1000         | 3.5/1000         | 13.5/1000     |
| 農林水産<br>清酒製造の事業 | 6/1000     | 9.5/1000   | 6/1000         | 3.5/1000         | 15.5/1000     |
| 建設の事業           | 6/1000     | 10.5/1000  | 6/1000         | 4.5/1000         | 16.5/1000     |

## 2.労災保険率

労災保険率は、原則3年ごとに過去3年間の業務災害の発生率などを基に改定が行われることになっていますが、平成27年度はその改定のタイミングとなりました。この労災保険率は54の業種があり、主な業種を取り上げると以下のとおりとなります。

平成27年度の労災保険率表(抜粋)

| 事業の種類  | 事業の種類                        | 平成24年度   | 平成27年度   |
|--------|------------------------------|----------|----------|
| 建設の事業  | 建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)         | 13/1000  | 11/1000  |
| 製造業    | 食料品製造業                       | 6/1000   | 6/1000   |
|        | 金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)           | 6.5/1000 | 7/1000   |
|        | 金属材料品製造業(鋳物業を除く。)            | 7/1000   | 5.5/1000 |
|        | 電気機械器具製造業                    | 3/1000   | 3/1000   |
|        | その他の製造業                      | 7/1000   | 6.5/1000 |
| 運輸業    | 貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)  | 9/1000   | 9/1000   |
| その他の事業 | 倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業 | 6.5/1000 | 7/1000   |
|        | 卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業             | 3.5/1000 | 3.5/1000 |
|        | その他の各種事業                     | 3/1000   | 3/1000   |

■ 労災保険率が引き上げとなった業種    □ 労災保険率が引き下げとなった業種    □ 労災保険率が据え置きとなった業種

業種により引き下げ、据え置き、引き上げとなったものがありますが、全体の平均では平成24年度と比べ1,000分の1の引き下げとなりました。6月には年度更新を行う時期となることから、その際には保険率を誤らないように申告書をよく確認しましょう。